

① 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(三) 平十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業場の名称	1		翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首金属鉱業等 鉱害防止準備金の金額	6	円
				当期益金算入額	7	
特定施設の名称	2		の	同上以外の場合による 益金算入額	8	
				計 (7) + (8)	9	
当期準備金積立額	3		算	当期準備金積立額のうち損金算 入額 (3) - (5)	10	円
				期末金属鉱業等鉱害防止準備金 の金額 (6) - (9) + (10)	11	
積立限度額 (当期中に独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構に積み 立てた鉱害防止積立金の金額)	4		貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている 金属鉱業等鉱害防止準備金	12	
				差引 (12) - (11)	13	
積立限度超過額 (3) - (4)	5		当期分	貸借対照表の取崩不足額 (9) - ((3) - ((12) - 前期の(12)))	14	
				当期に生じた差額の合計額 (5) + (14)	15	
			前 期 分 以 前	前期末における差額 (前期の(13))	16	

別表十二（二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、採掘権者等である法人で青色申告書を提出するものが、措置法第55条の5（金属鉱業等鉱害防止準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で採掘権者等であるものが同法第68条の44（金属鉱業等鉱害防止準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 この明細書は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条第1項に規定する特定施設ごとに、別紙に記載します。
- 3 連結法人については、適用を受ける連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。
- 4 「当期準備金積立額3」には、法人が当期において損金経理又は確定した決算における利益処分により金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てた金額を記載します。
- 5 「翌期繰越額の計算」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「期首金属鉱業等鉱害防止準備金の金額6」には、当期首現在の税務計算上の金属鉱業等鉱害防止準備金の金額を記載します。
 - (2) 「当期益金算入額」の「鉱害防止積立金の取戻しをした場合の益金算入額7」には、当期において鉱害防止積立金の取戻しをしたため措置法第55条の5第2項の規定により益金算入した金額を記載します。
 - (3) 「当期益金算入額」の「同上以外の場合による益金算入額8」には、当期において金属鉱業等鉱害防止準備金の金額を鉱害防止積立金の取戻し以外の目的で取り崩した場合に、その金額を記載します。